

告示

(三)農事
戸林務
地水所產方

介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………
（高齢福祉課）……………一

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年二月十三日

指定居宅サービス事業者	は名 氏称 名又	会社 パレードーア 株式	人社会 幸福会 法	人社会 幸福会 法	人社会 幸福会 法
の字大西 一若字津 宮桑野郡 二野木郡 五木柏 五田村	三字町北 大津輕 若宮一田郡 九茂中 三木里	四字町北 大津輕 実田七福 字板柳 の田	の城弘 三北前市 二丁目大字 六西	又の主たる事務所 は所住地所	の所地所
活型痴 介護共呆 護同対 生應	活型痴 介護共呆 護同対 生應	貸与 福祉用具	訪問介護	種ビ ス類の 居宅サ ー	
一グル ム桑 寿園ホ	館一グル ムきりんホ	用具貸与 まちだ福祉	所部一会 青ビ社 森ス介 事事業 業サ業	パバ レンドーア 株式	名称
の字大西 一若字津 宮桑野郡 二野木郡 五木柏 五田村	八飛町北 七石大津輕 の田字輕 一野薄郡 沢市中 一字里	階四字町北 大津輕 実田七福 字板柳 一の田柳	一井青 の字八ツ 森市大橋 二大字 五筒	所在地	行居宅 うサ一 事ビ 業事 業所を
"	"	"	平成 一三	年月日定	

青木林業報

第十九百八十三号 平成十四年二月十三日（水曜日）

特定活動法人福利 ク地ガーリック	三戸郡堵渡字下 七外窪一二の六	三戸郡堵渡字村 七外窪一二の六	痴呆共同対生 活型介護	痴呆対応 活型介護
特定活動非営利 シスト	三戸郡名川一井町 大字青柳四の一井町	三戸郡名川一井町 大字青柳四の一井町	グループホ ームセセラ ギー荘	「スマホ イル荘」
有限会社ち くば会	三戸郡福地村 二の七	三戸郡福地村 二の七	デイサービ スセンター ちくば	三戸郡福地村 大字堵渡字館 二の七
有限会社楓	三戸郡堵渡字館 二の七	訪問介護	ヘルパース テーション	三戸郡堵渡字館 二の七

青森県告示第五十号

介護保険法(平成九年法律第二百一十一号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年1月11日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十二条第一項及び第二項の規定により平成十四年1月9日、10日、18日収められた飼料の試験の結果の概要是、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十四年1月11日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	取扱場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考	
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リノ酸塩基性素性素%	水溶性窒素%	ペ消泡化率%	D C D P N E	M		
有限会社丸三三浦商 店 八戸市大字市川町字 下場49の7	同 左	65%フィッシュミール	13.12	68.1	6.2	0.7	13.1	-	-	0.2	-	-	-	7.6	13.12 18.7 6.0 2.4 5.6 0.95 0.75 - - - 17.0 80.0 - 12.2
		くみあい配合飼料 シェイエイアクティブA													

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行なう事業所		指定期日	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定期日
バンドーアパレル株式会社	弘前市大字西城 北二丁目六の三	バンドーアパレル株式会社介護事業部	青森市大字筒井 字八ツ橋五の二	平成十四・一・三

北日本くみあい飼料 株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同 左	くみあい配合飼料 ニューセレクト17 くみあい標準配合飼料 新和牛繁殖用	13.12	17.9	5.4	3.3	12.1	3.77	0.61	-	-	-	-	2,850	11.7	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8		くみあい配合飼料 モーストロング72 くみあい配合飼料 ジエイエイアクティブ74 (ミニキューブ版)	13.11	13.3	3.4	6.2	5.1	0.72	0.56	-	-	-	10.4	72.1	-	
鹿島飼料株式会社 鹿島工場 茨城県鹿嶼郡神栖町 大字東深芝4の2		昭産商事株式 会社青森支店 青森市問屋町 2の15の9	13.12	15.6	5.5	6.2	5.5	0.93	0.68	-	-	-	12.4	74.5	-	
		ウエイクラクティ	13.12	17.3	5.9	3.4	5.6	0.93	0.67	-	-	-	-	-	13.1	
		昭産商事株式 会社青森支店 青森市問屋町 2の15の9	マルニ印配合飼料 ノーバ17	13.12	17.4	9.9	3.8	12.5	4.08	0.50	-	-	-	-	-	11.6

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十四年二月十三日

青森県知事
木村守界

氏名又は名称及び法人	当
は、その代表者の氏名にあつて	事
住	者
所	
期	聴聞の期日及び場所
日	
場	
所	

県営土地改良事業計画変更の決定

三 晴間に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
1 名称 青森県農林水産部水産振興課
(担当 管理指導班 電話〇一七一七三四一九五九一)
2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

平成14年2月13日 水曜日

荒川地区の県営土地改良事業（鉱毒対策）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、沖浦第2地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、杉山地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源代替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十四日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大銀杏地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、成瀬地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月十三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二

平成十四年一月十四日から同年三月十三日まで
縦覧の期間

三

縦覧の場所
小泊村役場

出先機関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、八戸市の行う向谷地前地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月十三日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年一月十四日から同年三月十三日まで

三 八戸市庁